

一級建築士定期講習 令和5年度 二級建築士定期講習 木造建築士定期講習 対面方式用受講要領（ダウンロード版）

登録講習機関
公益財団法人 建築技術教育普及センター
登録年月日：平成 20 年 11 月 28 日 登録番号：第1号

建築士法の規定により、建築士事務所に所属する一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、3年毎に国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う、一級建築士定期講習、二級建築士定期講習又は木造建築士定期講習（以下「建築士定期講習」という。）を受講することが義務付けられています。

1) 講習案内

(1) 講習の概要

- ① 当センターの建築士定期講習では、下記「講習の時間割」により一級建築士講習、二級建築士講習及び木造建築士講習を合同で実施します。なお、講義と修了考査を別々の日で受けすることはできません。また、講義はDVD又は講師により行います。
- ② **DVDと表示されている講習日は、会場でDVDを視聴し、会場で修了考査を受験します。**
- ③ 受講すべき講義の一部でも欠席した場合は、修了考査を受験することができません。
- ④ **建築士設計事務所の所属建築士ではない方については、受講義務はございません。**

■講習の時間割

項目	内容	時間
受講説明	・講習概要の説明、注意事項の説明	10分
講義	・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・設計及び工事監理に関する科目	5時間
修了考査 (テキスト参照可)	一級建築士	・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・設計及び工事監理に関する科目 ・40問、正誤方式
	二級建築士	・建築物の建築に関する法令に関する科目 ・建築物（法第3条に規定する建築物を除く。）の設計及び工事監理に関する科目 ・35問、正誤方式
	木造建築士	・木造の建築物の建築に関する法令に関する科目 ・木造の建築物（法第3条及び第3条の2に規定する建築物を除く。）の設計及び工事監理に関する科目 ・30問、正誤方式

(2) 受講手数料（テキスト代、消費税を含む。）

12,980円

- ① 受講手数料は当センターホームページ <https://www.jaeic.or.jp/> よりダウンロードした振込用紙を使用し、必ず個人別に銀行の窓口（ゆうちょ銀行を除く。）で納付してください。（※振込手数料は受講者負担となります。）
- ② 一旦納付された受講手数料は、当センターの責により講習を受けることができなかつた場合を除き、返還しません。
- ③ 申込書類の不備などにより受講資格の確認ができない方については、受講手数料を返還します。

(3) 講習地、講習日及び講習開始時間

- ① 希望する講習地及び講習日（講習日・会場・担当団体 参照）を選択してください。
- ② 講習の受付は申込受付順とし、一つの講習に受講希望者が集中した場合又は極端に少ない場合は、希望する講習地及び講習日で受講ができない場合があります。
- ③ 講習開始時刻等の当日の実施時刻は、講習会場により異なりますので、受講希望日の講習を担当する建築士会又は建築士事務所協会（以下「各団体」という。）の受講案内により確認してください。（講義時間及び修了考査時間の変更はありません。）
- ④ **講義（DVD）を自宅等で視聴し、会場で修了考査を受験する講習方式について今年度から実施しません。**

(4) 修了者の発表

- ① 修了者の発表は、講習実施月の翌月末日の営業日を予定しています。
- ② 修了者については、「修了証」の交付をもって修了の通知をします。その際、修了できなかつた方にもその旨通知します。
- ③ 修了者の受講番号を記載した修了者一覧表を、当センターホームページに掲載します。
- ④ 修了考査問題及び合格基準点等の概要の公表については、講習実施年度の翌年度4月末に当センターホームページに掲載します。
- ⑤ 修了証が届かない場合は、すみやかに当センター（050-3033-3823）へお問い合わせください。

2) 受講申込み

(1) 受講資格

一級建築士、二級建築士又は木造建築士

(2) 申込みに必要な書類

- ① 受講申込書（受講申込書本票、受講申込書副本票の写し、証明書等貼付用紙、整理票・受講票用紙）
※令和4年度以前の受講申込書は使用できません。

(2) 写真2枚

無帽・無背景・正面に3分身を写した証明写真（縦4.5cm×横3.5cm）で、受付締切日を起算日として6か月以内に撮影したもの。写真的裏面に講習地の都道府県名、氏名を記入し、受講申込書の所定の欄に貼付してください。

(3) 受講手数料「振込受付証明書」

受講手数料を銀行の窓口（ゆうちょ銀行を除く。）で納付し、その際発行される受付日附印のある「振込受付証明書」を証明書等貼付用紙の所定の欄に貼付してください。

- ④ 建築士免許証又は建築士免許証明書の写し（以下「建築士免許証等」という。）
 　・保有している全ての建築士免許証等の写しを貼付してください
 　・建築士免許証等を再交付手続き期間中の場合は、申請した建築士会から発行される証明書を貼付してください。
- (3) 当センターが実施した「建築士定期講習」の修了証の写し
 　当センターが実施した「建築士定期講習」を過去に修了した方は、当該講習の修了証番号を記入のうえ、修了証の写しを貼付すると、修了証に記載されている建築士資格の建築士免許証等の写しの貼付を省略できます。ただし、修了以降に新たに建築士資格を取得した方は、当該建築士免許証等の写しを貼付してください。
- 複数の建築士免許を有する方への案内
- 複数（一級、二級又は木造）の建築士免許を有する方は、その複数の建築士免許証等の写しを提出することによって、当該複数の建築士定期講習の申込みを行ったものとして扱います。この結果、この一回の建築士定期講習を受講することによって、修了と判定された複数の建築士定期講習について、建築士定期講習修了証が交付され、受講履歴はそれぞれの建築士名簿に登録されます。
- * 複数の建築士免許を有している一級又は二級建築士の方で、他の建築士免許証（二級・木造）等の提出がない場合、未提出については、当該等級の建築士名簿に受講履歴の登録がされませんので、ご注意ください。

※複数の建築士免許証等を提出された場合であっても、受講手数料は12,980円（テキスト代、消費税を含む。）となります。

- (4) 申込方法
 　申込方法（郵送受付、窓口受付）は各団体で異なりますので、詳細については受講希望日の講習を担当する各団体の受講案内により確認してください。
- (5) 郵送による申込み
 　① 当センターホームページよりダウンロードした振込用紙により受講手数料を納付し、受講申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、受講希望日の講習を担当する各団体へ簡易書留郵便により送付してください。
 　② 申込みは申込締切日の消印のあるものまで有効です。料金別納・後納郵便については申込締切日までに到着したものに限り受付をします。ただし、受付期間中であっても申込者数が定員に達した場合は、受付を締め切りますので、受付状況は受講希望日の講習を担当する各団体へお問い合わせください。
 　③ 受講票送付のため、宛先明記の受講票返信用封筒（長3封筒：12cm×23.5cm）を作成のうえ、84円切手を貼って同封してください。
- (6) 受付窓口での申込み
 　当センターホームページよりダウンロードした振込用紙により受講手数料を納付し、受講申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、受講希望日の講習を担当する各団体に持参してください。なお、受付窓口によってはその場で受講票をお渡しすることができない場合があります。その場合は、宛先を明記し、84円切手を貼った受講票返信用封筒（長3封筒：12cm×23.5cm）を作成のうえご持参が必要になります。事前に講習を担当する各団体へ上記封筒が必要かお問い合わせください。
- (7) 申込みに関する注意事項
 　① 受講手数料の振込みをしたにもかかわらず、申込者数が定員に達したために申込みができなかった場合には、次回の講習をご案内いたします。「振込受付証明書」は、同年度中に実施する講習に限り、そのまま使用できます。ので、詳しくは担当の各団体にお問い合わせください。
 　② 申込書類における記入内容に不備があるものや、必要書類の揃っていないものは受付できません。
 　③ 提出された書類については、受講資格なしと判定された場合を除き返還しません。
 　④ 車椅子を利用する方や介護などの措置が必要な方は、申込時に各団体へ申出てください。ただし、障がいの程度、会場の都合により希望する措置が受けられない場合があります。
- (8) 受講票の発行
 　① 受講票は、各団体にて申込時にお渡しするか、または後日送付いたします。
 　② 送付状況については、各団体にお問い合わせください。

3) 受講申込書の記入上の注意事項

（1）受講申込書本票	※PC印字可能 ※黒か青のボールペン（インクが消せるものは使用不可）を使用してください。
年月日	・申込日の年月日を記入してください。
氏名	・戸籍上の氏名を記入し、フリガナをカタカナで記入してください。
通称名等	・建築士免許証等に通称名・旧姓の記載があり、修了証に通称名・旧姓の記載を希望する方は記入してください。 フリガナをカタカナで記入してください。
生年月日	・年号に○を付け、生年月日を記入してください。
性別	・該当するどちらかに○を付けてください。
現住所	・通知書等の宛名となりますので、番地まで記入してください。マンション等の場合は、名称、棟及び室番号まで記入してください。緊急連絡先は、常時連絡がとれる携帯等の電話番号を記入してください。
勤務先	・××建設㈱○○支店△△課のように、申込者の所属されている部課名まで記入してください。
勤務先所在地	・番地まで記入し、勤務先電話番号を記入してください。
建築士資格	・該当する全ての建築士資格の番号に○を付け、登録番号、登録年月日を記入してください。 ・二級又は木造建築士の方は、登録都道府県名も記入してください。また、北海道・兵庫県で登録された方で登録番号に支庁名・登録機関名がある場合には、それらも併せて記入してください。
建築士事務所に属している 加入している団体があれば ○をつけてください	・該当するどちらかに○を付けてください。 ・加入している団体があれば○を付けてください。（複数回答可）
希望会場コード	・受講希望日の講習会場コード（当センターホームページ参照）を記入してください。
前回の修了証番号	・当センターが実施した建築士定期講習の修了証に記載されている修了証番号を記入してください。
写真欄	・申込締切日を起算日として6か月以内に撮影した所定の写真を貼付し、撮影年月を記入してください。また、写真の裏面には、講習地の都道府県名、氏名を記入してください。

- (2) 整理票
氏名、性別、生年月日、緊急連絡先について、正確に記入してください。
- (3) 受講票
氏名、性別、生年月日について、正確に記入してください。
- (4) 受講手数料振込用紙
振込依頼書には、振込先の銀行を選択し、依頼日、依頼人の氏名、フリガナ、電話番号を記入してください。
振込金受取書、振込受付証明書には、依頼日、振込先の銀行名、依頼人の氏名、電話番号を記入してください。

4) 受講申込後の届出等

- (1) 受講申込書記載事項変更届
受講前に氏名・住所等の変更がある場合、又は受講後に住所が変更になり次回の講習の案内を希望する場合は、以下の項目を記載した変更届（任意の書式）をFax（03-6261-3321）又は郵送で当センター（〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル）業務部業務第三課まで提出してください。
- (2) 氏名に変更があった場合（受講前のみ）
受講番号、氏名、生年月日、変更前及び変更後の氏名を記入のうえ、氏名変更後の建築士免許証等の写しを提出してください。
- (3) 住所・緊急連絡先電話番号等の内容に変更があった場合
受講番号、氏名、生年月日、変更前及び変更後の内容を記入のうえ、提出してください。
- (4) 講習地及び講習日の変更願い
講習地及び講習日の変更は、転勤等やむを得ない事情がある場合で、かつ、一定の変更処理期間があり、変更希望先の講習会場に余裕のある場合に限り、変更が可能ですので、変更希望先の講習を担当する団体へお問い合わせください。
- (5) 受講票の再発行
受講票を紛失した場合には、講習当日、講習会場で係員に顔写真付きの身分証明書（建築士免許証明書・運転免許証等）を呈示し、申出してください。受講票を再発行します。

5) 受講時における注意事項等

- (1) 必ず携行するもの
受講票、筆記用具（H Bの黒鉛筆/シャープペン・消しゴム）、身分証明書（原則として顔写真付きのもの）
- (2) テキスト
テキストは講習日に会場で配付します。修了考査においても参考が可能です。
- (3) 在席の確認
講義及び修了考査の時間中に在席を確認します。離席等の時間が一定時間を超えた場合には欠席扱いとなります。
- (4) 無線通信機器
講習時間中における携帯電話等の無線通信機器の使用は禁止されています。携行する場合には電源を切ってカバン等にしまって自己管理してください。なお、修了考査時において、携帯電話等を使用した場合には不正行為とみなされますので特に注意してください。
- (5) 講習会場における飲食及び喫煙
講習会場における飲食及び喫煙については、会場での案内や係員の指示に従ってください。
- (6) 講習内容の録音・撮影
講習内容の録音及びビデオ撮影は禁止されています。
- (7) 講習会場へのアクセス
講習会場及びその周辺への自家用車等の駐車については、駐車場を確保しておりません。電車、バス等の公共交通機関を利用して下さい。もし、違法駐車で警察又は講習会場等から撤去要請があった場合は、講義時間中又は修了考査時間中であっても退室し、車を撤去していただきます。
※詳細は、受講希望日の講習を担当する各団体の受講案内等で確認してください。

- (8) C P D実績の登録
「建築士定期講習」は、建築C P D情報提供制度の対象講習として認定されています。建築C P D情報提供制度、各建築士会C P D制度、J I A C P D制度、建築設備士関係団体C P D協議会、建築施工管理C P D制度、A P E Cエンジニア、A P E Cアーキテクトの参加者は受講することで、C P D実績として自動的に登録されます。なお、自動的に登録されることを希望しない方は当センターあてにお申出ください。

6) オンライン方式（講義（動画視聴）+ 修了考査）について

※ご予約はインターネットお申込みとなります。ダウンロード版申込書一式や払込票はご利用できません。
お申込の詳細や日程につきましては、詳しくはセンターHPをご確認ください。

7) 個人情報の取扱い

- ・建築士定期講習受講者の修了情報は、建築士名簿に登録されます。建築士名簿と照合が必要な場合には、建築士名簿の登録等事務を行っている機関に受講申込書等の情報を提供する場合があります。
- ・収集した個人情報は、講習の情報提供などの目的で使用させていただきます。また、当センターの個人情報保護方針に基づき適正かつ安全に管理いたします。なお、詳細については、当センターホームページ (<https://www.jaeic.or.jp/>) をご覧ください。

■受講申込書の受付場所・問合せ先

下記よりご希望の講習を担当する各団体の所在地をご確認いただきお申込みください。

また、受講申込書の配布、申込方法、受付状況及び講習会場の案内等については、講習を担当する下記の各団体へお問い合わせください。

■都道府県建築士会

受講申込書配布・受付場所	郵便番号	所 在 地	電話 番 号
(一社) 北海道建築士会	060-0042	札幌市中央区大通西5-11	011(251) 6076
(一社) 青森県建築士会	030-0803	青森市安方2-9-13	017(773) 2878
(一社) 岩手県建築士会	020-0887	盛岡市上ノ橋町1-50	019(654) 5777
(一社) 宮城県建築士会	983-0862	仙台市宮城野区二十人町301番地3	022(298) 8037
(一社) 秋田県建築士会	010-0001	秋田市中通2-3-8	018(827) 3718
(一社) 山形県建築士会	990-0825	山形市城北町1-12-26	023(643) 4568
(公社) 福島県建築士会	960-8043	福島市中町4-20	024(523) 1532
(一社) 茨城県建築士会	310-0852	水戸市笠原町978-30	029(305) 0329
(一社) 栃木県建築士会	321-0933	宇都宮市篠崎町1958-1	028(639) 3150
(一社) 群馬県建築士会	371-0846	前橋市元総社町2-5-3	027(252) 2434
(一社) 埼玉県建築士会	336-0031	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	048(861) 8221
(一社) 千葉県建築士会	260-0013	千葉市中央区中央4-8-5	043(202) 2100
(一社) 東京建築士会	103-0006	中央区日本橋富沢町11-1	03(3527) 3100
(一社) 神奈川県建築士会	231-0011	横浜市中区太田町2-22	045(201) 1284
(一社) 山梨県建築士会	400-0031	甲府市丸の内1-14-19	055(233) 5414
(公社) 長野県建築士会	380-0872	長野市大字南長野字宮東426-1	026(235) 0561
(公社) 新潟県建築士会	950-0965	新潟市中央区新光町15-2	025(378) 5666
(公社) 富山県建築士会	930-0094	富山市安住町7-1	076(482) 4446
(一社) 石川県建築士会	921-8036	金沢市弥生2-1-23	076(244) 2241
(一社) 福井県建築士会	910-0854	福井市御幸3-10-15	0776(24) 8781
(公社) 岐阜県建築士会	500-8384	岐阜市萩原町5-14-12	058(215) 9361
(公社) 静岡県建築士会	420-0033	静岡市葵区昭和町9-5	054(254) 9381
(公社) 愛知県建築士会	460-0008	名古屋市中区栄2-10-19	052(201) 2201
(一社) 三重県建築士会	514-0003	津市桜橋2-177-2	059(226) 0109
(公社) 滋賀県建築士会	520-0801	大津市におの浜1-1-18	077(522) 1615
(一社) 京都府建築士会	604-0944	京都市中京区押小路通柳馬場東入橋町641	075(211) 2857
(公社) 大阪府建築士会	540-0012	大阪市中央区谷町3-1-17	06(6947) 1961
(公社) 兵庫県建築士会	650-0011	神戸市中央区下山手通4-6-11	078(327) 0885
(一社) 奈良県建築士会	630-8115	奈良市大宮町2-5-7	0742(30) 3111
(一社) 和歌山県建築士会	640-8045	和歌山市卜半町38	073(423) 2562
(一社) 鳥取県建築士会	680-0873	鳥取市の場2-86-1	0857(32) 8777
(一社) 島根県建築士会	690-0886	松江市母衣町175-8	0852(24) 2620
(一社) 岡山県建築士会	700-0824	岡山市北区内山下1-3-19	086(223) 6671
(公社) 広島県建築士会	730-0052	広島市中区千田町3-7-47	082(244) 6830
(二社) 山口県建築士会	753-0072	山口市大手町3-8	083(922) 5114
(公社) 徳島県建築士会	770-0931	徳島市富田浜2-10	088(653) 7570
(一社) 香川県建築士会	760-0018	高松市天神前6-34	087(833) 5377
(公社) 愛媛県建築士会	790-0002	松山市二番町4-1-5	089(945) 6100
(公社) 高知県建築士会	780-0870	高知市本町4-2-15	088(822) 0255
(公社) 福岡県建築士会	812-0013	福岡市博多区博多駅東3-14-18	092(441) 1867
(一社) 佐賀県建築士会	840-0041	佐賀市城内2-2-37	0952(26) 2198
(一社) 長崎県建築士会	850-0036	長崎市五島町5-34	095(828) 0753
(公社) 熊本県建築士会	862-0954	熊本市中央区神水1-3-7	096(383) 3200
(公社) 大分県建築士会	870-0045	大分市城崎町1-3-31	097(532) 6607
(公社) 宮崎県建築士会	880-0802	宮崎市別府町2-12	0985(27) 3425
(公社) 鹿児島県建築士会	892-0838	鹿児島市新屋敷町16-301	099(222) 2005
(公社) 沖縄県建築士会	901-2101	浦添市西原1-4-26	098(879) 7727

■都道府県建築士事務所協会

(一社) 北海道建築士事務所協会	060-0806	札幌市北区北6条西6-2	設計会館9F (移転しました)	011(788) 7650
(一社) 青森県建築士事務所協会	030-0803	青森市安方2-9-13	青森県建設会館5F	017(773) 1596
(一社) 岩手県建築士事務所協会	020-0016	盛岡市名須町18-16	建築会館	019(651) 0781
(一社) 宮城県建築士事務所協会	980-0011	仙台市青葉区上杉2-2-40	宮城県建築設計会館	022(223) 7330
(一社) 秋田県建築士事務所協会	010-0951	秋田市山王3-1-7	東カンビル6F	018(865) 1225
(一社) 山形県建築士事務所協会	990-0023	山形市松波4-1-15	山形県自治会館3F	023(615) 4739
(一社) 福島県建築士事務所協会	960-8061	福島市五月町4-25	福島県建設センター5F	024(521) 4033
(一社) 茨城県建築士事務所協会	310-0852	水戸市笠原町978-30	建築会館2F	029(305) 7771
(一社) 柏木県建築士事務所協会	320-0032	宇都宮市昭和2-5-26		028(621) 3954
(一社) 群馬県建築士事務所協会	371-0846	前橋市元総社町2-23-7		027(255) 1333
(一社) 埼玉県建築士事務所協会	336-0031	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	埼玉建産連会館5F	048(864) 9313
(一社) 千葉県建築士事務所協会	260-0012	千葉市中央区本町2-1-16	千葉本町第一生命ビル2F	043(224) 1640
(一社) 東京都建築士事務所協会	160-0022	新宿区新宿5-17-17	渡辺ビル3F (郵送受付のみ)	03(3203) 2601
(一社) 神奈川県建築士事務所協会	231-0032	横浜市中区不老町3-12	加賀ビル201 2F	045(228) 0755
(一社) 山梨県建築士事務所協会	400-0031	甲府市丸の内1-14-19	山梨県建設業協同組合会館2F	055(225) 1251
(一社) 長野県建築士事務所協会	380-0936	長野市岡田町124-1	長水建設会館2F	026(225) 9277
(一社) 新潟県建築士事務所協会	—	問い合わせのみ	—	025(265) 4748
(一社) 富山県建築士事務所協会	930-0094	富山市安住町7-1	富山県建築設計会館2F	076(442) 1135
(一社) 石川県建築士事務所協会	921-8036	金沢市弥生2-1-23	石川県建設総合センター5F	076(244) 5152
(一社) 福井県建築士事務所協会	910-0859	福井市日出5-4-7	福井県建築会館3F	0776(54) 1552
(一社) 岐阜県建築士事務所協会	500-8358	岐阜県岐阜市六条南2-13-2		058(277) 9211
(一社) 静岡県建築士事務所協会	420-0853	静岡市葵区追手町2-12	静岡アン藤ハザマビル7F	054(255) 8931
(一社) 爽知県建築士事務所協会	460-0003	名古屋市中区錦1-18-24	いちご伏見ビル5F	052(201) 0500
(一社) 三重県建築士事務所協会	514-0037	津市東古河町8-17	システックビル4F	059(226) 4416
(一社) 滋賀県建築士事務所協会	520-0801	大津市におの浜1-1-18	建設会館3F	077(526) 4476
(一社) 京都府建築士事務所協会	603-8163	京都市北区小山南大野町1	紫明会館1F	075(334) 5277
(一社) 大阪府建築士事務所協会	540-0011	大阪市中央区農人橋2-1-10	大阪建築会館2F	06(6946) 7065
(一社) 兵庫県建築士事務所協会	650-0011	神戸市中央区下山手通5-9-18	古河ビル4F	078(351) 6779
(一社) 奈良県建築士事務所協会	630-8115	奈良市大宮町2-5-7	奈良県建築士会館	0742(34) 8850
(一社) 和歌山県建築士事務所協会	640-8045	和歌山市卜半町38	建築士会館3F	073(432) 6539
(一社) 鳥取県建築士事務所協会	680-0022	鳥取市西町2-102	西町フロアンドビル	0857(23) 1728
(一社) 島根県建築士事務所協会	690-0886	松江市母衣町175-8	建築会館1F	0852(23) 2582
(一社) 岡山県建築士事務所協会	700-0824	岡山市北区内山下1-3-19	建築会館3F	086(231) 3479
(一社) 広島県建築士事務所協会	730-0013	広島市中区八丁堀5-23	オガワビル2F	082(221) 0600
(一社) 山口県建築士事務所協会	753-0072	山口市大手町3-8	山口県建築士会館内	083(925) 6701
(一社) 徳島県建築士事務所協会	770-0847	徳島市幸町3-55	自治会館2F	088(652) 5862
(一社) 香川県建築士事務所協会	760-0018	高松市天神前5-18	ルモンド田中ビル3F	087(812) 3201
(一社) 愛媛県建築士事務所協会	790-0002	松山市二番町4-1-5	愛媛県建築士会館3F	089(945) 5200
(一社) 高知県建築士事務所協会	780-0870	高知市本町4-2-15	高知県建設会館3F	088(825) 1231
(一社) 福岡県建築士事務所協会	812-0013	福岡市博多区博多駅東3-14-18	福岡建設会館5F	092(473) 7673
(一社) 佐賀県建築士事務所協会	840-0041	佐賀市城内2-2-37	建設会館内	0952(22) 3541
(一社) 長崎県建築士事務所協会	850-0874	長崎市魚の町3-33	長崎県建設総合会館4F	095(826) 7010
(一社) 熊本県建築士事務所協会	862-0976	熊本市中央区九品寺4-8-17	熊本県建設会館別館2F	096(371) 2433
(一社) 大分県建築士事務所協会	870-0016	大分市新川町2-4-48		097(537) 7600
(一社) 宮崎県建築士事務所協会	880-0805	宮崎市橘通2-9-19	宮崎県建設会館4F	0985(29) 1188
(一社) 鹿児島県建築士事務所協会	890-0055	鹿児島市上荒田町29-33	鹿児島建築設計会館	099(251) 9887
(一社) 沖縄県建築士事務所協会	901-2101	浦添市西原1-4-26	沖縄建築会館	098(879) 1311

問合せ先

問合せ先	郵便番号	所 在 地	電話 番 号
(公財) 建築技術教育普及センター本部	102-0094	東京都千代田区紀尾井町3-6	050(3033) 3823
(公社) 日本建築士会連合会	108-0014	東京都港区芝5-26-20	03(3456) 2061
(一社) 日本建築士事務所協会連合会	104-0032	東京都中央区八丁堀2-21-6	03(3552) 1281